

お客さまが瀬戸内市民電力株式会社（以下「当社」といいます）に電気の契約（以下「電気需給契約」といいます）をお申込みいただくにあたり、当社が供給する特別高圧・高圧電力の供給条件等の重要な内容について、ご理解いただきたい内容は以下の通りです。尚、供給エリアは中国電力ネットワーク管内となります。

1. お申込み方法

当社の電気需給契約の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

2. ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- 電気需給契約は、お客さまよりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。
- 契約期間は、電気需給契約書に定める期間を初年度の契約期間とし、その後は1年間を契約期間とします。
- 電気需給契約は、お客さままたは当社から意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同条件で継続されるものとします。

3. 契約電力

- 特別高圧の契約電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。
- 高圧の契約電力は、500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上決定させていただきます。500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

- 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数60ヘルツとします。
- 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数60ヘルツとします。

5. 電気料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

6. 契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金の支払期日までに支払っていただくものとします。

7. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

- 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- 料金の算定期間は原則として毎月の計量日から翌月の計量日の前日までの期間とします。

9. お支払い方法

- 毎月の電気料金については、算定期間（検針期間）の末日が属する月の末日から15日以内にお客様に請求し、当社が適当と認める方法によりお支払いいただくものとします。
- 工事費負担金については、その都度、当社が指定する方法によりお支払いいただくものとします。
- 料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて遅延利息（年率10パーセント）を申し受けます。

10. お客さまへのお願い

（1）需要場所への立入りの許可

電気需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、当社担当者がお客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

11. 契約の変更・解約

- (1) 契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の1ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。
- (2) 契約の廃止希望日の3ヶ月前までに書面により解約の申入れをいただくことで、電気需給契約を解約することができるものとします。
- (3) 当社から電気需給契約を廃止する場合、当社は契約の廃止希望日の3ヶ月前までに書面により解約申入れを行うものとします。
- (4) 当社は、電気需給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気需給契約の解除を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、電気の供給を停止する場合には、供給停止の15日前までに予告いたします。
- (5) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. 電気需給約款の変更

- (1) 託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、電気需給約款を変更することがあります。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとします。

13. 料金単価の変更

- (1) 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日等を書面の交付、電子メールの送信、当社Webサイト上に掲載する方法または当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することにより、料金単価を変更できるものとします。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。
- (3) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

14. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことで、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせ下さい。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款および電気需給契約書によるものとします。

15. お問合せ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は以下までお問合せください。

電力供給を行う小売電気事業者

事業者名称 濑戸内市民電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0923）

本社所在地 〒701-4221 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 39 番地 41

メールによるお問い合わせ contact@setouchi-power.com

※回答は、9:00～17:00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）

電話によるお問い合わせ **0869-24-8905**

※受付時間は、9:00～17:00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）
